

岐阜県土地家屋調査士会「境界紛争解決センターぎふ」費用規程

平成 17 年 5 月 27 日制定

平成 18 年 1 月 26 日改正

平成 18 年 9 月 27 日改正

平成 27 年 4 月 27 日改正

平成 31 年 2 月 14 日改正

目次

第 1 章総則（第 1 条—第 2 条）

第 2 章通則（第 3 条—第 7 条）

第 3 章手続費用（第 8 条—第 16 条）

第 4 章その他（第 17 条—第 19 条）

附則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、境界紛争解決センターぎふ規則（以下「規則」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づき、規則を実施するために必要な事項を定める。

（用 語）

第 2 条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則、運営規程及び境界紛争解決センターぎふ手続実施規程（以下「実施規程」という。）において使用する用語の例による。

第 2 章 通 則

（費用の種類）

第 3 条 相談手続等の実施に関し、当事者等から徴収する費用（以下「手続費用」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談手数料
- (2) 相談期日手数料
- (3) 調停申立手数料
- (4) 調停期日手数料
- (5) 成立手数料
- (6) 資料調査費用
- (7) 測量・鑑定費用
- (8) 交通費その他の実費
- (9) 閲覧・謄写手数料

（支払いの方法等）

第 4 条 手続費用は、センターに納付すべき手続費用の額に相当する現金を持参する方法に

より納付しなければならない。ただし、手続費用を納付する時期がその手続費用の納付期限より前であるときは、あらかじめ運営委員会が指定する金融機関の口座に振込む方法によりその手続費用に相当する額を納付することを妨げない。

2 前項ただし書の規定により運営委員会が指定する金融機関の口座に振込む方法により手続費用を納付した当事者は、その方法により手続費用を納付したことを証する書面をセンターに提示しなければならない。

3 この規程の規定に基づき、手続費用を納付又は返還する際に要する費用は、その手続費用を納付した者の負担とする。

(負担割合の変更)

第5条 調停員会は、手続費用の納付義務者が当事者の双方である場合において、その費用の負担割合が当事者間の衡平を著しく欠くと認めるときは、当事者にその旨を説明した上で、その負担割合を変更することができる。ただし、当事者間の合意により定められた負担割合については、この限りでない。

(費用の減額)

第6条 センター長は、当事者が資力に乏しいことその他の事情がある場合であって、事案の内容及び背景、当事者の事情、相談手続等の経緯その他の事情から見てこの規程に規定する費用を納付することが困難と認められるときは、担当相談員又は担当調停員の意見を聴いて、当該費用の一部を減額する決定をすることができる。

2 センター長は、前項の規定により費用の一部を減額する決定をするに際しては、あらかじめその議案を運営委員会に付議し、当該運営委員会において当該費用の一部を減額することについて承認を得なければならない。

3 センター長は、第1項の規定により費用の一部を減額する決定をしたときは、本会の会長に、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

(消費税)

第7条 手続費用の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を含まないものとする。徴収においては、手続費用の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算する。

第3章 手続費用

(相談手数料)

第8条 実施規程第10条第1項の規定により相談手続の申込みをしようとする申込人は、その申込みに必要な手数料として、同項に規定する相談申込書を提出するときに、別表1に掲げる相談手数料に相当する額を納付しなければならない。

2 実施規程第11条第1項の規定によりセンター長が相談手続の実施を拒否したときは、前項の規定により納付された相談手数料の額から通信費その他の実費を控除した額を申込人に返還する。

3 申込人が実施規程第17条第4項の規定により第1回の相談期日の通知を受けている場

合であって、申込人がその相談期日に欠席したときは、特段の事情がある場合を除き、第1項の規定により納付された相談手数料は、返還しない。

(相談期日手数料)

第9条 申込人は、第2回以降の相談期日が開催されるときは、その相談期日に必要な手数料として、それぞれの相談期日について、その開催がされるまでに、別表1に掲げる相談期日手数料に相当する額を納付しなければならない。

2 申込人が実施規程第17条第4項の規定により第2回以降の相談期日の通知を受けている場合であって、申込人がその相談期日に欠席したときは、特段の事情がある場合を除き、前項の規定により納付された相談期日手数料は、返還しない。

(調停申立手数料)

第10条 実施規程第22条第1項の規定により調停手続の申立てをしようとする申立人は、その申立てに必要な手数料として、同項に規定する調停申立書を提出するときに、別表2に掲げる調停申立手数料に相当する額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された調停申立手数料は、調停申立書をセンターに提出した後は、返還しない。ただし、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる額を返還する。

(1) 実施規程第23条第2項の規定によりセンター長が調停手続の申立てを受理しないこととする決定をしたときは、納付された調停申立手数料の額から通信費その他の実費を控除した額

(2) 実施規程第39条第2項の規定により第1回の調停期日が通知される前に、実施規程第47条の規定により調停手続の申立てを取り下げたときは、納付された申立手数料の額の8割に相当する額

(3) 実施規程第50条第1項第2号に規定する事由により調停手続が終了したときは、納付された調停申立手数料の額の8割に相当する額

(調停期日手数料)

第11条 申立人及びその申立てに係る境界紛争の相手方は、調停期日に必要な手数料として、それぞれの調停期日について、その開催がされるまでに、別表2に掲げる調停期日手数料に相当する額を納付しなければならない。

2 第1回の調停期日に係る調停期日手数料は、申立人の負担とする。

3 第2回以降の調停期日に係る調停期日手数料は、当事者それぞれが、別表2に掲げる調停期日手数料の半額に相当する額を納付するものとする。ただし、その負担割合について当事者間に合意があるときは、あらかじめセンター長の承認を得て、その合意による負担割合によって算出した額を納付することを妨げない。

4 実施規程第39条第2項の規定により通知された調停期日が開催されなかった場合であって、その調停期日に係る調停期日手数料が納付されているときは、その調停期日手数料を納付した者にその全額を返還する。

5 実施規程第41条第1項ただし書の規定により一方の当事者が欠席した状態で調停期日を開催した場合における調停期日手数料は、その調停期日に出席した当事者が納付しなければならない。この場合において、その調停期日に出席した当事者が納付する額は、別表

2に掲げる調停期日手数料の半額に相当する額とする。

(成立手数料)

第12条 当事者は、調停手続によって、当事者間に和解が成立したときは、その手数料として、別表2に掲げる成立手数料に相当する額を納付しなければならない。

2 調停員会は、相当と認めるときは、当事者に説明し、第1項に規定する成立手数料に加え、調停期日1回について5万円を限度として、追加手数料を加算することができる。ただし、追加手数料の総額が40万円を超えてはならない。

3 主任調停員は、前項の規定により追加手数料を加算するときは、あらかじめセンター長に、その追加手数料を加算する理由を説明しなければならない。

4 当事者間の成立手数料及び追加手数料の負担割合は、当事者の意見を聴いて調停員会が定める。

5 当事者は、前項の規定により定められた負担割合により算出した成立手数料及び追加手数料に相当する額を和解が成立した後、速やかに納付しなければならない。

(簡易調停事件における調停成立手数料についての特則)

第12条の2 筆界特定制度による筆界の特定後に申立てがなされ、現地に境界標を設置・確認することによって容易に解決することが見込まれる事件（以下「簡易調停事件」）については、第12条第1項の規定にかかわらず、本センターは、当事者に対し、成立手数料を請求しない。

2 前項の規定は、簡易調停事件が第2回手続期日までに終了しなかった場合には適用しない。

(資料調査費用)

第13条 実施規程第52条の規定により資料調査を依頼しようとする申込人又は当事者（以下この条において「資料調査依頼者」という。）は、その資料調査に必要な費用として、別表3に掲げる資料調査費用に相当する額及び次項に規定する概算額を実施規程第52条に規定する調査等依頼書を提出するときに予納しなければならない。

2 資料調査を実施するのに必要な租税その他の公課は、資料調査依頼者の負担とする。この場合において、センター長は、資料調査を実施するのに必要な租税その他の公課について、あらかじめその概算額を資料調査依頼者に提示しなければならない。

3 当事者が共同して資料調査を依頼した場合における資料調査費用及び租税その他の公課は、それぞれの当事者がその半額に相当する額を負担しなければならない。ただし、その負担割合について当事者間に合意があるときは、あらかじめセンター長の承認を得て、その合意による負担割合によって算出した額を納付することを妨げない。

4 センター長は、資料調査が終了したときは、第1項の規定により予納された租税その他の公課に相当する額について、精算するものとする。この場合において、資料調査依頼者に対し、予納された額に不足があるときはその不足額の追加納付を依頼し、又は余剰があるときはその余剰額を返還するものとする。

(測量・鑑定費用)

第14条 実施規程第52条の規定により測量・鑑定を依頼しようとする当事者（以下この条

において「測量依頼者」という。)は、その測量・鑑定に必要な費用として、あらかじめセンター長が提示した測量・鑑定費用の概算額を、同条に規定する調査等依頼書をセンターに提出するときに予納しなければならない。

- 2 測量・鑑定を実施するのに必要な租税その他の公課は、測量依頼者の負担とする。この場合において、センター長は、測量・鑑定を実施するのに必要な租税その他の公課について、前項の規定により提示する測量・鑑定費用の概算額に含めるとともに、その内訳が分かるようにして測量依頼者に提示しなければならない。
- 3 当事者が共同して測量・鑑定を依頼した場合における測量・鑑定費用及び租税その他の公課は、それぞれの当事者がその半額に相当する額を負担しなければならない。ただし、その負担割合について当事者間に合意があるときは、あらかじめセンター長の承認を得て、その合意による負担割合によって算出した額を納付することを妨げない。
- 4 センター長は、測量・鑑定が終了したときは、第1項の規定により予納された租税その他の公課に相当する額について、精算するものとする。この場合において、測量依頼者に対し、予納された額に不足があるときはその不足額の追加納付を依頼し、又は余剰があるときはその余剰額を返還するものとする。

(交通費その他の実費)

第15条 実施規程第39条第3項ただし書の規定により本会の調停室以外の場所で調停期日を開催した場合における担当調停人の交通費、宿泊費その他の実費（以下この条において「交通費等」という。）は、当事者の負担とする。

- 2 交通費等は、それぞれの当事者がその半額に相当する額を負担しなければならない。ただし、その負担割合について当事者間に合意があるときは、あらかじめセンター長の承認を得て、その合意による負担割合によって算出した額を納付することを妨げない。
- 3 センター長は、第1項に規定する費用が発生する見込みがあるときは、あらかじめその見積額を当事者に示して予納させるものとする。
- 4 前項の規定により予納された交通費等は、調停手続が終了した後に精算するものとする。この場合において、交通費等を予納した当事者に対し、予納された額に不足があるときはその不足額の追加納付を依頼し、又は余剰があるときはその余剰額を返還するものとする。

(閲覧・謄写手数料)

第16条 実施規程第65条第1項の規定により相談手続等の記録の閲覧又は謄写を請求する者は、その閲覧又は謄写の手数料として、同条第3項に規定する閲覧・謄写請求書をセンターに提出するときに、別表3に掲げる閲覧・謄写手数料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により納付された閲覧・謄写手数料は、実施規程第65条第5項の規定により相談手続等の記録の閲覧又は謄写を許可しなかったときは、閲覧・謄写手数料を納付した者に対しその全額を返還する。

第4章 その他

(運営委員会の検証)

第17条 運営委員会は、この規程に基づいて納付された手続費用の額が適正な手続費用の額

として積算されたものであったかどうかについて定期的に、及び随時、検証しなければならない。

- 2 運営委員会は、前項の規定により納付された手続費用の額を検証した結果、不適正な額を納付させたと認められる事案があったときは、直ちに本会の会長にその旨及び内容を報告するとともに、超過手続費用の返還その他の措置を講じなければならない。

(規程に定めのない費用)

第18条 センター長は、手続費用以外の費用を当事者から徴収するときは、当該費用の性質、額、支払方法その他当該費用の納付に関し必要な事項をあらかじめ当事者に説明して、当該費用を徴収することについて同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する費用が双方の当事者が納付すべき性質の費用であるときは、その負担割合は当事者の合意により定めるものとする。ただし、当事者の合意が整わないときは、調停員会が定めるものとする。

(改 廃)

第19条 本会の会長は、この規程を改正し、又は廃止しようとするときは、運営委員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日（平成27年4月27日）から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に申込みを受付けた申立てを受理した調停手続の費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程の一部変更は、平成31年2月14日から施行する。

別表1（第8条第1項及び第9条第1項関係）

区分手続費用の額

相談手数料 2万円

相談期日手数料 2万円

別表2（第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項関係）

区分手続費用の額

調停申立手数料 2万円

調停期日手数料 2万円

成立手数料（注） 10万円

（注）調停員会は、相当と認めるときは、当事者に説明し、成立手数料に加え、調停期日1回について5万円を限度として、追加手数料を加算することができる。ただし、追加手数料の総額が40万円を超えてはならない。

別表3（第16条第1項及び第18条第1項関係）

区分手続費用の額

資料調査費用（注） 3万円

閲覧・謄写手数料

閲覧 1千円

謄写 1枚（A3判白黒まで）につき50円を徴収する。

（注）資料調査を実施するのに必要な租税その他の公課は、含まれていない。